手島正毅教授著「日本国家独占資本主義論」

豊崎

稔

ーはじめに

立命館大学経済学会は私に手島教授の『日本国家独占資本主義論』を論評する文を書けということだった。勉強のつもりで領単に引受けたが、若投のこの著書は菊版三九二頁、一りで領単に引受けたが、若投のこの著書は菊版三九二頁、一直の字数九一八字で先づ量的に大変な書物であり、目次を見ると序章に始まり実質十五章のなかに国家独占資本主義の一を中心とする国家独占資本主義を具体的歴史的に分析している。そして後半でも、一般的理論的研究で取扱はれなかったしかも国家独占資本主義論で重要な理論的問題が随所に検討した。

手島正教教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

そのために、一度は簡単に引受けたが、読みだすと質量的に私にとって容易な仕事でないことがわかった。然し「承諾に私にとって容易な仕事でないことがわかった。然し「承諾の責任」は果さねばならない。そこで私は「私なりの責任」の表に就ては必要な限り論評するにとどめるというのとである。これはこの著の論評として著者に失礼な態度であるかも知れない。何故なら著書の題目が『日本国家独占資本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大本主義に対していたのであり、又今の私の体力ではそれ迄一々論評するしていたのであり、又今の私の体力ではそれ迄一々論評するとしていたのであり、又今の私の体力ではそれ迄一々論評する

一八一 (四七七)

ない訳ではない。私の「必要とする限り」論評するつもりで 余裕がないからである。 勿論先にも断わった如く全然論評し

本主義論』を購入し、私が薦めた方式で先ず読了して貰いた て私は右に述べたような方式で論評して見たいのである。 進歩の道程であり、私の研究の前進に役立てねばならないか 私が考えている点を挙げてその点に就ての著者の見解をたづ 論評の普通の方式であると思うのであるが、「私なり」の第 って私の論評を読む読者は先づ手島教授の『日本国家独占資 め」と薦め、又私自身も実行しているが、論評は学問研究の ねるという方式をとりたいと思うのである。 私は何時 でも 「他人の著書を読む時は自分の立場を忘れ、著者の立場で読 のである。 この著書を章を追うて著者の見解を精細に評価するのが、 そしてこの著書は公刊誌に既に紹介済みであるから、 の内容をわかろうというような非学問的心がけは棄てて 国家独占資本主義の社会科学的な分析上問題になると 私の論評で手島教授の『日本国家独占資本主義

貰いたいのである

国家独占資本主義論の方法論

題そのものを積みあげ積み重ねるだけで国家独占資本主義の には『資本論』の産業資本主義的生産様式の下で析出した命 と考える人があるかも知れない。この考え方の学者は方法的 又そうでない経済学者のなかにも国家独占資本主義論は現代 出することなど出来ないと考えているかも知れないのである。 ような経済学者は国家独占資本主義からその必然的法則を析 題にならないと思うかも知れない。然し独占などという現象 の「政治経済学」であるということである。こんな問題は問 在の経済学の対象そのものであると考えるべきではないかと 確にそして積極的にいえば、国家独占資本主義そのものが現 学上どんな地位を持っているかということである。 特殊の必然的法則を作りあげるのである。 の「政治経済学」のなかに包含されるが、その総てではない は不純な現象だと考えている経済学者がいるのである。その いう問題である。換言すると国家独占資本主義論こそが現代 えば『資本論』の命題はそのままにして、 私の最初に論評したい問題は国家独占資本主義論とは経済 マルクスの経済学 今少し具体的にい もっと明

従 敢

加するのである。 批判の体系の所謂計画の最後の章に国家独占資本主義論を付

純なものとは見ていない。必然的なものと考えている点で本

勿論後の考え方は前の考え方のように独占、国家独占を不

ものを上向綜合する方法でなければならないからである。 係に迄下向分析し、しかる後に下向分析過程で一応捨象した 象を出発点としてそれを生成発展消滅せしめる原理的なる関 も後に論評するが)たる現代の社会的生産様式の政治経済現 政治経済学の研究方法は国家独占資本主義(この概念に就て 論されつつあるところである。そして私が国家独占資本主義 題は昨秋から日ソの国家独占資本主義論の専門学者の間で討 代資本主義論』第三章第二節参照)ところである。そしてこの問 論即現代の政治経済学という訳は、経験的社会科学としての 意味の国家独占資本主義の必然的法則を演繹することが出来 質的に異なっている。然し国家独占資本主義論即現代の『政 ないという点である。 その実例は嘗って 私が指摘した(拙稿 あるかというと『資本論』の命題を積重ねる方法では本当の 治経済学』という考え方とも違っている。その差異はどこに 『戦後産業循環と恐慌』「現代資本主義講座」第一巻所載、拙著『現 手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎) そ

> ものである。 してこの方法こそがマルクスが経済学の方法として使用した

か。先きにも触れた如くこの著の前半は国家独占資本主義のいて手島教授の『日本国家独占資本主義論』は ど うで あるいて手島教授の『日本国家独占資本主義論の性格は勿論内容い。然しこの問題点は国家独占資本主義論の性格は勿論内容い。然は第一の問題点に就て紙面を使い過 ぎた かもわ か らな

一般的理論的研究であり(2頁)、後半はその具体的適用であ

潤率傾向的低落の法則である」(16頁)とし、その法則の作用的独占が国家独占に成長転化する法則的必然性の論証、第二に戦後資本主義の経済的政治的発展の不均等性の解明、第三に戦後資本主義の経済的政治的発展の不均等性の解明をあげている(3頁)。そしてこの第一の課題の解答とし明をあげている(3頁)。そしてこの第一の課題の解答として著者は従来の諸学説を検討した(第1章)後、「私的独占が明をあげている(3頁)。そしてこの第一の課題として第一に私ある。教授は一般的理論的研究の当面の課題として第一に私ある。(3頁)。ここで論及すべき問題はこの著の前半の方法論でる(3頁)。ここで論及すべき問題はこの著の前半の方法論である(3頁)。ここで論及すべき問題はこの著の前半の方法論で

一八三(四七九)

を阻害するものとして、全般危機を媒介とする国家独占体制

ている の成立を説明する。それらの説明に第一章から第四章迄費し

再生産が不可能であるという、国家的経済活動の質的特殊性 時に所謂段階論的分析に終っている点がなくはないが、 半の教授のいう一般理論の日本への具体的適用のところでも なものと考えている訳ではないし、このことはこの著書の後 授は国家独占資本主義の運動の法則を究明しようというので が第一の問題点とした点に就て吟味する必要がある。手島教 らくこの問題はおいておき、私自身は著者の論証内容から私 の解明でなければならない」という様な批評があるが、 ない、(3)国独資の必然性は、 容に対しては、 国家独占資本主義の運動の方向を析出しているところから了 あるから、教授の方法論的立場は国家独占主義論を段階論的 証方法が「二元論的である、 般的法則の一つであって、 著者の国家独占資本主義への移行の必然性に就ての論証内 著者の引用(84頁)によれば、 国独資の必然性の論証にはなら (2)利潤率低下法則は資本主義の それなくしては資本主義的拡張 海道氏の(1)論 日本 しば

然し問題は国家独占資本主義論を、 『資本論』『帝国主義

> げて、国家独占資本主義の生産様式をどう理解するかに就て 島教授は第一章で国家独占資本主義論に就ての論争をとりあ であるが、 必ずしもそう でなけ ればならぬ 理由はない。 め、それに続いてその必然性を分析する順序をとるのが適当 ば記述の場合にも国家独占資本主義の生産様式の規定から始 式とは同一でないからである。尤も私の提唱する方法をとれ は容易ではない。何故なら分析の方法とその結果の記述の方 て私が提唱するような方法をとっているかである。 論』の命題を積重ねる方式の分析方法をとるか、そうでなく のとして、いかに私的独占から必然的に発生するかという法 占資本主義の本質規定にあたって著者は「国家独占がそのも いて」何等論証していないと結論する(9頁)。そして国家独 府性の法則の作用を一時的に制限するという、 分析して、従来の理論が生産関係について混乱 して お 「国家の経済的土台への反作用によって、競争と生産の無政 連鎖の環につ その詮索

て著者は「国家による競争と生産の無政府性の法則の作用制 ところであるが、 占資本主義論者が「自明の問題」(11頁)として不問に付した 則性の解明」をする。 私の推測するところでは、 著者によれば、この解明は従来国家独 この解明を通じ

限」の必然性、従って国家独占資本主義の必然性が論証し得 ると考えているようである。 ての、 高い独占利潤を独占体に保証するためには、」「もはや

配替された」「平均利潤の超過分であり、 さらに 同一生産諸 ける価格形成法則を論じ、 潤率傾向的低落の法則を吟味し、その法則の阻止要因として の私的独占の形成を考え、(第二章)続いて独占資本主義にお 手島教授は右のような見地から、先きに一寸触れたが、利 「他の生産部面の平均利潤から分

る。そして著者は「独占利潤の法則と平均利潤のの法則は同 面における平均利潤からの超過分として独占利潤」を理解す 一生産部門でも異種生産部門間においても併存し、独占商品

説明する。(72頁)そして、この「利潤率低下の阻止要因とし うけてポテンシャルなものになり、生産価格で独占によって 労働者階級による社会的抵抗の強化がおこる」からと教授は ち独占的利潤の源泉としての平均利潤の総額の相対的減少、 本・総商品生産に占める非独占諸要素の比重の低下、すなわ 何故なら一方資本の有機的構成の高度化、他方「社会的総資 修正をうけて頭在化する」(67頁)としている。しかも教授に にあっては、平均利潤は、独占価格によってたえざる否定を よればこの独占利潤にも利潤率傾向的低落の法則が存続する。

> 資本主義への移行の必然性の論理である。 らなくなる」(76頁)というのが私的独占資本主義の国家独占 再生産の、管理統制を国家の干渉によって維持しなければな 私的独占の手におえなくなった、社会的総資本の蓄積と拡大

論』に『帝国主義論』を積重ねてゆく方法をとっているよう 内容を規定するのである、それはしばらく措く。) 結論から 論証の内容ではなく、 に私には考えられる。その証拠は今迄に引用したところから いうと手島教授の国家独占資本主義論の定立の仕方は『資本 ところでここでの問題はここでやや詳細に引用した教授の 論証の方法である。 (勿論この方法が

占的超過利潤のかくとくに直接むきだしのかたちで寄与する と融着している巨大企業の利潤を説明する際「国家独占が独 のは価格差補給金と助成金の給付である。資本集積の面では に思われるのである。即ち手島教授の論証方法を見ると国家 いへば教授の独占利潤論にもっともよくあらわれているよう

一八五 (四八一) 現実的なるものから原理的なものへ下向分析していないこと 順序でなく、分析も前記企業の利潤、資本の運動過程を逆に 云々」(78頁)と説明しているが、問題は単なる説明・記述の

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎

を示すのである。何故なら私の方法をとっていれば、若し国

出するというようにして、結局より多くの独占利潤かくとく 程で獲得すれば、それを生産資本化し剰余価値をより多く創 じたところに、例へば恐慌の分析を契機にラムゼイの国家独 とせずして、ただ積重ね方式的分析で立論しているとしか考 には手島教授が国家独占資本主義の総生産過程の分析を媒介 家資本の経済的範囲内であって」(81頁) と指摘する場合、私 調整的役割をはたしうるのは、国有企業、国家消費市場、 占が社会的総資本の再生産と流通の総過程に、一定の限度で 経済への干渉、その限界性を説明するにあたって、 寄与する云々)が私には明確に理解し得ないから、 家独占が独占的超過利潤かくとくに直接むきだしのかたちで になると説明せねばならない。著者のこのところの説明 家と融着せる巨大企業が国家より助成金を独占資本の流通行 方法形式である。 マルクス主義的方法論をとる経済学者の多くが採用してきた えられないのである。 は私が間違っているかもしれない。然し手島教授が、国家の 勿論手島教授の国家独占資本主義論の方法論の形式は従来 然しその方法では説明しきれない事実が生 右の判断 「国家独 **E** 玉

四 国家独占資本主義論の内容

る

・手島教授は、先きにも引用したが、多くの国家独占資本主 を向として前提していると論じ、この著書の前半の一般論 のものとして前提していると論じ、この著書の前半の一般論 的理論的研究の分野を国家独占資本主義の生成の必然性の論 証にあてている。そこで先づとりあげたい点は教授の立論の 証にあてている。そこで先づとりあげたい点は教授の立論の 証にあてている。そこで先づとりあげたい点は教授の立論の は教授が「国家独占はまた、頑強な必然性をもって 貫徹 す は教授が「国家独占はまた、頑強な必然性をもって 貫徹 す る、この中心法則(=利濶率傾向的低落の法則-筆者註)にたい

物と矛盾の激発物であると主張することになり、国家独占の たりする混雑があることを指摘しておきたい。)が、それぞ 因から生ずるものと解釈せられることになるのである。この は資本主義の矛盾の発展の必然的産物とされながら、著者の な発言は諸所に見られるが、この歴史的過程が著者において 的過程なのである」(72頁)と述べている点である。このよう が、その歴史的過程とは区別された、資本主義発展の自然史 する独占資本の最後の、かつ望みなき抵抗である。これこそ 解しているのであるが、近代経済学者的均衡論的考え方がひ …たんに利潤率低下を緩和するに過ぎないこと」(84頁)を理 的独占にたいする……補強が、けっきよくゆきつく帰結は… 均衡調整を強調することになる。尤も著者は「国家独占の私 ともにそれ故に矛盾の激発物であることが、逆に矛盾の調整 れの資本主義における資本の利潤増殖のためのものであると 国有企業の意味に使ったり、国家独占資本主義の意味に使っ ような理解は私的独占や国家独占(ここで著者が国家独占を いう自然史過程の対立物とされるのである。教授の言葉を使 (諸所) である。 「ば「法則作用の阻害要因」で あり、又「矛盾の調整物」 極端な表言を使へば自然史的過程で他の原

考えられているのかどうかの点である。なる程資本が剰余価 理の組立方が資本論の命題を絶対視しその理論の上に私的独 歴史的過程、他方を自然史的過程と峻別するのは、教授の論 独占・国家独占が歴史的過程で低落の法則が自然史的過程で ろう。私的独占も国家独占も利潤の傾向的低落の法則の必然 資本主義論が以上のように理解されることを心外とするであ そむような発言があるのである。手島教授は教授の国家独占 が、それが本質的には資本の剰余価値率引上げの運動過程で 述してある。それに基いて諸資本の競争を媒介として利潤率 値上昇の絶対原則にもとづいて有機的構成を高めることは記 する場合特に私の気になる点は資本の運動法則を基点として 考えられない。又手島教授が国家独占の生成の必然性を論証 占・国家独占を上積する形式論理に終始している結果としか あるというのはどういう意味であろうか。手鳥教授が一方を と考えておられるかもわからない。然し、そうであれば私的 的産物であるというのが、一元論であることを証明している 因として私的独占・国家独占を手島教授は考えるようである の傾向的低落法則が作用する訳であるが、その作用の措害要

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

あることは教授自身十分理解している筈である。にも拘はら

Ļ

独占の成立による不完全競争条件によって修正加補する

である。 である。 である。 であるのではないかとの疑問を私はいだくの歴史的過程等と区別するのは、教授の分析が弁証法の論理にず利潤率の傾向的低落法則を自然史的過程とし、私的独占を

この点は教授が独占価格、独占利潤を分析する場所を読むされている。然し私の考え方からすれば、少数の独占資本別の競争で成立する市場価格を前提して分析して資本いたかったのである。勿論この私の考え方はバラン・スウィージーがその『独占資本』の第三章で提示しているような余利理論の展開の仕方を意味する訳ではない。『独占資本』の著者達は価値論的分析をしていない。又意識して資本の直接を産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何生産行程を分析していない。その為めに余剰が社会的に如何を表していない。

国独資のそれぞれの生産様式における競争機構に就て必ずし

第四章迄の論証の運び方から私の理解し得る処では、

独資・

も精密な分析をしているようには考えられない。

レーニンの

て、教授は完全競争における価値・価格形成機構を基礎になる意味(剰余価値)をもつかは勿論、国家独占資本主義のなる意味(剰余価値)をもつかは勿論、国家独占資本主義ので手島教授の分析は価値論を基礎に置いている。その点然し本稿第二節で述べた手島教授の分析技術様式からし然し本稿第二節で述べた手島教授の分析技術様式からし然し本稿第二節で述べた手島教授の分析技術様式からし然し本稿第二節を基礎に置いている。

ようである。それを追求することは暫く措いて、第三章乃至後の考え方を見究めるのには第三章を読むだけでは不十分の条件を如何ように理解しているかということである。手島教条件を如何ように理解しているかということである。手島教条件を如何ように理解しているかということである。手島教会にを加付ように理解している。私が問題にしたいのは独占資本主という順序をとっている。私が問題にしたいのは独占資本主

がるようである。又私は未見で高須賀氏の独占価格論についと平均利潤の法則の併存」(60頁)というような考え方につなと平均利潤の法則の併存」(60頁)というような考え方につなと可規し、それがやがて教授に おい ては「独占利潤の法則と同規し、それがやがて教授に おいては「独占利潤の法則を問題を完全自由競争が

手島教授が独占価格独占利潤の成立を完全競争の措害条件とにおいて教授が高須賀氏に提示 する(60頁)疑問の多く は、てはっきりしたことはいえないが、手島教授が引用する限り

定して独占価格、独占利潤を解明する方法をとらないところ れば独占資本主義の生産様式が完全に発展した競争機構を想 して独占を措定する考え方から起るように思はれる。

換言す

は、総じて長期変動のなかで、不可避的に独占利潤率の低下

あるから、非独占資本に平均利潤の法則がその純粋な形で作 にそうだとしても独占資本は非独占資本を支配しているので すれば、独占資本主義でも非独占資本は存在するだろう。仮 見解の特質が表現されているのである。然し私の考え方から るのである」(8頁)ともいっているが、この考え方に教授の クラードは、 それぞれ 固有の経済法則をもって 併存 してい から起るのである。尤も教授は「独占段階においても新旧ウ

かような疑問のおこらないように手島教授は第三葦第三節

用しているとは考えられないのである。 手島教授は独占利潤に利潤率傾向的低下の法則が作用する

低下、および社会的総資本の総商品生産にしめる非独占諸要 変資本の構成比の不断の低下にともなう剰余価値量の相対的 ことを証明するため、「一方では資本の集積集中による有機 低下の阻止要因)の源泉としての平均利潤総額の相対的減少、 素の比重の不断の低下、すなわち、 的構成の飛躍的高度化が行はれるのにたいして、他方では可 独占的超過利潤 (利潤率

う か。 になる訳であるが、その場合独占利潤は如何になるのであろ も止揚されないで存続する」(72頁)といっているが、その場 をもたらす。利潤率傾向的低落の法則は、 合非独占資本が極端に少なくなる場合、 独占的超過利潤は零 独占段階において

期変動のなかで」あらわれるとの表現である。 問題にしたいのは独占利潤に利潤率低下の法則が「総じて長 のかも知れない。拡大再生産されるのなら、独占的超過利潤 の源泉は低下しないことになる。その問題よりも私がここで に、他方では現実に拡大再生産される」(60頁) といっている で「小商品生産は一方では解体の方向へみちびかれると同時 私にはこの長

の反論にはならないが、教授自身も技術革新による剰余価値 本』で余剰増大の傾向を論じている。 おいて一致するか否かは疑問だが、スウィージーは『独占資 スウィージーの余剰概念が手島教授の独占利潤概念と実際に 期的変動にあらわれるという考え方が問題になるのである。 これは直接手島教授へ

八九 (四八五) 生産の増大に触れている(19頁)。絶対的剰余価値率は別と

労働者階級による社会的抵抗の強化がおこる。

これらのこと

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

して、

相対的剰余価値率の上昇を認める(18頁)立場から見

低落の法則にしたがはざるを得ない」。「利潤率低下の阻止要

潤からの収取率とは必ずしも密接な関係はないからである。 こでの問題は傾向的低落法則が長期変動に具象化するという か。 向低落法則が長期変動に具体化すると考えているのであろう ろうか。手島教授は非独占資本の利潤から収取する独占資本 ここで教授の独占利潤の概念の正否が問題になるのだが、こ の超過利潤を独占利潤と考えているが、その分にも利潤率傾 低落傾向法則が長期変動に具象し得ると考えるべきであ 非独占資本の利潤率の低落と独占資本の非独占資本の利

に傾向の法則の作用があるのではないか。具象化を教授は強 卒直に私の見解をいえば長期変動にも具象化しないところ 点である

済的に機械的に行詰るという考え方が教授の頭脳の奥底にひ 調する訳ではないのであろうが、そういう表言は国独資が経

そむのではないかの誤解を産むのである。

五

続国家独占資本主義論の内容

に検討してみよう。 ここらでもう少し手島教授の国家独占資本主義論を内容的 教授によれば「独占利潤率も……傾向的

> 二に、独占資本は、第一の前提に制約された、商品生産と流 潤率企業を、みずからの負担で維持しなければならない。 本参加の限度と証券市場での利子率に制限される。 的独占のせまい蓄積源泉に制約されている。資本の集中は資 的独占には一定の限界がある」。第一に、資本の集積は、 因として」「私的独占がそのために形成される、「しかし、 また低 第 利

第三に資本主義的クリーゼのなかで、もっとも多く発現する い。さらに私的独占間のカルテル・シンジケートは競争と生 産の無政府性の法則に支配されて、きわめて不安定である。

通のわく内でのみ、

独占的超過利潤を実現 しうるに 過 ぎな

ない」(75頁)「そして、これらの諸制限を突破するために、 生産の総過程に関与し、これを統制し、調整することができ

恐慌にたいして、私的独占は、社会的総資本の蓄積と拡大再

þ 国家独占は、資本と商品生産流通の諸部面を基礎としながら かっての私的独占間の局部的協定にかわって、 社会的総

にたいする調整の機能をはたしながら、究極において独占的 の集積集中をたすけ、さらにまた、商品生産と流通の総過程 資本の再生産と流通の総過程に関与し、そのなかで、 独占体

った特質がある」(77頁)のである。超過利潤のかくとくに寄与するところに、私的独占とはちが

手島教授のこの考え方に色々の誤解が生じることは先きにも述べたところである。ここでは繰り返すつもりはない。然も述べたところである。ここでは繰り返すつもりはない。然して第二の後半、第三で述べられていることは私的独占が成して第二の後半、第三で述べられていることは私的独占が成立する以前の産業資本主義段階にもあったという考え方もあ主義段階よりもより一層破壊的であったという考え方もあま、一層はかい的だったか否かは別として、何故産業資本主義が独占資本主義に移行する階梯で国家独占が成立しなかったのであろうか。この階梯で国家機関は資本の要請により保たのであろうか。この階梯で国家機関は資本の要請により保たのであろうか。この階梯で国家機関は資本の要請により保たのであろうか。この階梯で国家機関は資本の要請により保証が体として国家独占の成立を要請するところまで到っていなかったが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せなかったが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せなかったが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せなかったが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せなかったが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せなかったが、それは何故であるか。この点を選挙の複合経済

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)る国家独占資本主義の成立の説明を資本主義発展の内的法則この点で手島教授は従来の戦後資本主義の一般的危機によ

成立論と同床になるであろう。

た。そこで独占利潤の傾向的低落法則が私的独占の競争によ本主義の生産様式の再生産行程を分析することが必要であっから論証しようと試みたのであろうが、その為めには独占資

のことを主張するのかも知れない。然しそれだけで問題は片筈である。手島教授が引用する海道氏の手島批判の一つはこ

って再生産行程に如何に作用するかを解明することが出来た

変容するかを見究める必要がある。換言すればエンゲルスの で容するかを見究める必要がある。換言すればエンゲルスの の段階から独占資本の段階へ、その段階の発展過程で如何に の の段階から独占資本が国家機関を融着支配するにいたるかの説明は出来ない。ここで総資本と国家機関との関係が産業資本の段階から独占資本の段階へ、その段階の発展過程で如何に の ことを主張するのかも知れない 然しそれたけて問題に片のことを主張するのかも知れない。然しそれたけて問題に片のことを主張するのかも知れない。然しそれたけて問題に片のことを主張するのかも知れない。

と総独占資本との構造上の差異を検討する必要がある。平均接介入し得るように独占資本が支配し得るのか。総産業資本接介入し得るよりに独占資本が支配し得るのか。総産業資本

所謂総資本(それは総産業資本である)が手島教授の総独占

直接生産行程のみならず、流通行程でも利潤を吸収する。従行程に求めるのに対し、巨大資本力を持つ少数の独占資本は的資本力を持つ多数の産業資本は性格上利潤源泉を直接生産

一九一 (四八七)

資本の国家機関を支配する方式は総独占資本が少数であり、

って総産業資本の国家機関を支配する方式に較べて、総独占

その性格から直接的になり得るのである。これは国独資更に いては教授のいう国家独占は国家機関を支配する独占資本で 潤のかくとくに規制される」といっているが、その限りにお う場合がそれである。又国家独占の役割が「独占体の独占利 場、国家資本市場の経済的範囲内であって……」(80頁) とい 限度で調整的役割 をはた しうるのは 国有企業、 国家消費市 のが存在するような錯覚に私はおちいるのである。即ち教授 でなく、国家独占という独占資本とは別な独立主体としたも 家独占なる言葉が時に国家独占資本主義と同義に使はれてい は国独資の生産様式を明確にすれば自ら明瞭なことである。 る場合問題になるのは国家機関を支配融着する独占資本の運 めるものである。 はない。勿論私も教授と同じく国家機関の相対的独自性を認 が国家独占が社会的資総本の再生産と流通の総過程に一定の 占というとき、国家独占資本主義における独占資本そのもの ることは先きに指摘した。ここでの問題は手島教授が国家独 も
ら一つの
問題
は手島
教授の
国家独占なる
概念である。 然し国家独占資本主義の本質機構を分析す 玉

所有企業であるという表言を使って、この書を読むものに手 に関与することができる。 び連鎖反応の局部的中断、 したがって、一定の限度で、生産の調整と需要の創出、 始するのである。勿論手島教授は国家機関の「作用の限界 国有企業等々を国家機関の作用の基体とするような説明に終 ず、ただ従来の抽象的な上部構造論を前提し国家機関の持つ が独占資本によって支配融着されている構造の分析がなされ はこの相対的独自性に注意しているが、そのために国家機関 独自性を持つことを看過する場合が多いのである。手島教授 潤増殖のための総資本的機関としながら、国家機関が相対的 の上部構造として理解するものが、国家機関を独占資本の利 島教授の見解が二元論的であるとの批評をおこすのである。 に規制されるといっているが、屢々又国家独占の基体は国家 性を持つ作用である。手島教授は国家独占の作用は独占資本 動法則であり、独占資本に支配される国家機関の相対的独自 (80頁)を述べて、例へば「国家市場は私的独占体の目的 従来国家独占資本主義論の研究者のなかには、国家を経済 したがって古典的循環形態の変形 しかしそれはまた新たなる恐慌発 およ に

生のための矛盾を未解決のまま集積する」(82頁)としており、

価格の形態変化(公定価格体系、低い国家独占価格)等々」挙をげ的吸収、貨幣資本の市場利子率の抑制、国家消費市場の形成、 独占手島教授は82頁でたとえば、 商品市場を迂回する国民所得の経済外又「国家独占の私的独占に たいするこれ らの 補強(筆者註、

ている)が、けっきょくのところゆきつく帰結は、つぎのご

次元=最後の次元で、拡大再生産するにすぎない……」(84頁)場をつうじて、私的独占においてすでにはらんでいた独占利場をつうじて、私的独占においてすでにはらんでいた独占利ときものである。すなわち、国家独占は、国家所有、国家市

国家独占の作用限界の説明もその作用が私的独占の資本の運の理論的説明も余りなされていないし、先きにもふれたが、率低下の促進要因にもなることを主張している。然しそれらが恐慌発生のための矛盾を未解決のまま集積する、独占利潤

として手島教授は国家独占の作用の限界、さらには国家独占

分析が欠けているために、種々の疑問が起る訳である。生産の拡大になる)する分析つまり国家独占資本の総過程の

は思っている。

動を補強(従って剰余価値乃至価値率の上昇、その社会的総

六 しめくくり

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

試みは国家独占資本主義論として高く評価すべきであると私 然性をただ独占資本主義の拡大再生産の困難 義を必然化し、またそこで厳として作用することを論証しよ 論』で提示した「利潤率低落傾向の法則」が国家独占資本主 私の論評は或は「舌足らず」で教授に礼を失したかも知れな が手島教授の方法論に興味をいだいたからでもある。そして い)だけで説明する試みでは不十分である。その点で教授の する点で正しい方向だと思っている。国家独占資本主義の必 うとする企ては、私もまたそれが内的法則的に論証しようと い。 分は最初お断りした如くここでは論評しなかった。それは私 らで終りたいと思う。私は勿論教授の具体的歴史的分析の部 は今迄以上の紙面を使うので次の機会に譲ることにしてここ いくつかの点について論評するつもりであった。然しそれに 手島教授の国家独占資本主義論についてはまだ独占利潤等 教授が『日本国家独占資本主義論』でマルクスが『資本 (不可能ではな

たり、又国家独占の作用が単純に国家独占資本主義の矛盾の析様式では或は二元論的な論理として誤解される恐れが生じただ本論の(1で私が問題としたように手島教授のような分

九三(四八九)

が出来なかったし、又手島教授のような分析方式(理論内容

学の方法論をとる経済学者が屢々利用する仕方であるが、一 調整要因としてのみ理解されるような表現形式をとるように れた』と断言する箇所がある。こういうことはマルクス経済 クスの『資本論』の命題が至るところに引用され、 なるのである。実際後半の具体的歴史的分析のなかにもマル 『確証さ

れるのである。このことは手島教授は日本資本主義分析で卓 あらわれる筈がないのである。 あるからである。又況んや日本経済という特殊領域に純粋に らわれる筈はない。産業資本主義と国家独占資本主義とは同 般に国家独占資本主義社会にマルクスの命題が純粋な型であ 一の生産関係に立脚していても異った生産様式の経済社会で 何等かの変様をうけてあらわ

論を手引きにして現実分析したのでなく、考え方に適合する 資料を集めたと判断する恐も生ずるのである

越した能力をもつ学者として十分な理解を持っていられる筈

であるが、右に指摘した表言に出くわすと誤解するものは理

独占資本主義の生産様式のもとで如何なる運動とするかにつ いての私の見解を提示して手島教授の考え方と対置すること 家独占資本主義における独占資本の利潤の源泉、 ここでは独占資本主義における独占資本の利潤、 それが国家 更には国

> ではない)がわが国のマルクス経済学者一般の方法であるか 今年はマルクスの『資本論』第一巻が出版されて百年にな 私には百年だからどうだという感慨はない。然し研究室 私の論評は教授の理解にまで達しないかもわからない。

b

る。

のなかのマルクス自身の書いた「序文」である。殊に第二版 版がある。そして時折書架から引出して読むのは『資本論』 の書架にはディーツ版資本論がある。自宅にはアドラッキー

釈して論じているに過ぎない。 意味するところを国家独占資本主義社会に生きる私なりに解 灯火である。この論評でいっていることも、この「序文」の ことがあるが、研究方法についてはこの「序文」は私の心の の序文である。かって私は経済学研究者の精神に就て書いた 勿論『資本論』の権威等借り

ようとする卑屈な考えはない。